

税務・財務情報

第2603号

ご存知ですか？相続時精算課税制度

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

ご存知ですか？相続時精算課税制度

1 はじめに

先月号のニュースでは「相続対策としての暦年贈与」として暦年課税贈与に関する情報をお届けしました。今回は前回に続き贈与制度に関するニュース第2弾として、相続時精算課税制度をご紹介します。

暦年課税贈与とは異なり、あまり一般的に知られていない制度ですが、贈与を検討されるに当たっては是非知っておいて頂きたい制度です。

2 相続時精算課税制度の概要

①適用対象者の要件

	H26.12.31 以前の贈与	H27.1.1 以後の贈与
贈与者（あげる人）	65 歳以上の親	60 歳以上の親
受贈者（もらう人）	20 歳以上の子	20 歳以上の子・孫

（注）年齢判定は贈与の年の1月1日で行います。

ちなみに、相続時精算課税は受贈者が贈与者ごとに選択することができます。例えば父と母から同じ年に贈与を受けた場合、父からの贈与については相続時精算課税を選択し、母からの贈与については暦年課税とすることができます。

②贈与税の計算方法

$(\text{贈与財産の価額の合計額} - 2,500 \text{ 万円} \times 1) \times 20\% \times 2$

※1…贈与財産額が通算して2,500万円の特別控除額のため、複数年にわたって利用することも可能です。

※2…税率は贈与財産額の多少にかかわらず、一律20%です。

③贈与後の取扱い

贈与者に相続が発生した場合は、相続時精算課税を利用して贈与した財産額を相続財産に加えて相続税を計算します。その際、既に納めている贈与税がある場合は、受贈者の相続税から控除します。なお、控除しきれない贈与税額（受贈者の相続税よりも、既に納付した贈与税の方が大きい場合）については相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

3 相続時精算課税制度は利用が難しい？！

平成 24 年分の贈与申告件数（大阪国税局管内）を見てみると、相続時精算課税制度での申告者数は暦年課税に比べて非常に少ないことが分かります。

「暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況」

	申告人員	左のうち納税額がある人員
暦年課税贈与	79,500 人	60,500 人
相続時精算課税贈与	6,300 人	500 人

（国税庁HPより）

あまり利用されていない理由としては、相続時精算課税制度を選択した場合の下記のようなデメリットがある為だと思われます。

①相続時精算課税制度選択の撤回ができない

受贈者は選択により相続時精算課税制度を適用することができますが、一度選択してしまうと、その後の同じ贈与者から受ける贈与はすべて相続時精算課税が適用されてしまいます。暦年課税ではないため 110 万円の基礎控除はありません。よって 110 万円以下の贈与であっても贈与税の申告が必要になります。（累計の贈与財産額が 2,500 万円の特別控除額を超えている場合は 20%の贈与税も生じます。）

②贈与財産が値下がりした場合は損する

相続時精算課税により贈与を受けた財産は相続時に相続財産に加算されますが、相続財産に加算される金額は贈与時の財産額です。贈与時の価額が 1,000 万円だった財産が相続時に 300 万円となっていた場合でも、相続財産に加算される金額は 1,000 万円となるため、相続税の負担が重くなります。

③孫への相続時精算課税贈与は相続税計算上不利

孫が相続時精算課税制度を選択した場合、孫にも相続税の申告・納税の義務が生じます。また、孫は一親等の血族でないため、相続税額の 2 割加算の対象となり、相続税を余分に負担しなければなりません。

4 相続時精算課税制度の活用法は？

上記③のデメリットを見るとあまり活用方法がないように思われますが、相続時精算課税制度を使った活用例をいくつか見てみましょう。

①賃貸収益物件を贈与する

高収入の賃貸収益物件を子へ贈与すれば、物件から生じる家賃収入が子に移転できるため、親の相続財産は贈与時点から増加することがなくなり、結果として相続税の軽減につながります。また、子に家賃収入が蓄積されるため、将来訪れる相続税の納税資金の準備もできます。

②相続時までには価値が上がる見込みの財産を贈与する

上記③②では価値が下がればデメリットになると書きましたが、逆に価値が上がれば得することになります。将来の時価が上がるか下がるかを予想することは難しいですが、例えば次のような財産が該当すると思われます。

- ・ 近隣に都市計画道路が予定されている土地
- ・ 市街化調整区域の土地で市街化区域との境界付近にあり、市街化区域に編入される可能性がある土地
- ・ 贈与時点での株価が一時的に下落している同族会社の自社株式

③贈与者の財産が相続税の基礎控除以下の場合

贈与者の財産が合計で 3,500 万円くらいの場合は、平成 27 年以降の改正後の税制でも基礎控除（3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数）以下になるため、相続税は課税されません。

ただ、子の住宅ローンの残りを肩代わりするなどの理由で、早めに子へ贈与したい場合は相続時精算課税が有効です。暦年課税で贈与してしまうと 110 万円超であれば贈与税がかかってしまいます。相続時精算課税であれば 2,500 万円まで贈与税はかかりませんし、相続発生時も事前に贈与した分を加算したとしても、相続財産は 3,500 万円くらいで基礎控除内に収まりますので相続税もかかりません。

④生前に特定の人に渡したい財産がある場合

会社を経営されている社長の中には「この会社は長男に後を継いでもらいたい！」と考えられている方も多いのではないかと思います。相続時精算課税制度であれば、2,500 万円の特別控除を超えた分も、20%の贈与税で贈与することができるため、比較的金額が大きな財産を贈与するケースも考えられます。

ただし、特定の人にだけ贈与すると、他の相続人に対して法定相続分や遺留分の侵害する可能性がありますので注意が必要です。

5 おわりに

今回は相続時精算課税制度という、少し特殊な贈与方法についてご説明してきました。贈与をする時に暦年課税か相続時精算課税のどちらで贈与するべきかは、贈与者が所有している財産額や贈与する目的によって異なります。それぞれの制度にはメリット・デメリットがあり、しっかりと理解した上で選択する必要がありますので、実際に相続時精算課税制度での贈与をご検討される場合は、専門家にご相談することをおすすめします。